

岩手県監査委員告示第6号

監査結果の公表（平成30年岩手県監査委員告示第38号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年1月15日

岩手県監査委員 小野 共
 岩手県監査委員 千葉 伝
 岩手県監査委員 寺沢 剛
 岩手県監査委員 沼田 由子

1(1) 監査対象機関名 岩手県立大船渡病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年6月6日及び同月7日

イ 本監査実施日 平成30年7月20日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年8月31日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
県有財産の貸付に係る入札保証金の還付に当たり、入札終了後相当期間経過しているにもかかわらず還付していないものが2件、50,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	入札保証金の還付については、平成30年7月3日に還付した。 今後は、業者に対して請求書の提出について指導・連絡をこまめに行い、適正な事務の執行に努めるとともに業者に対して行った指導記録等は書面に残すこととした。

2(1) 監査対象機関名 岩手県立釜石病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年6月5日及び同月6日

イ 本監査実施日 平成30年7月24日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年8月31日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 給与に係る源泉所得税及び復興特別所得税について、法定納期限までの納付が遅れたことから延滞税及び不納付加算税を納付しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 給与に係る源泉所得税及び復興特別所得税に限らず、納期限・報告期限のある事案については、共有フォルダに事務処理予定表を作成し、複数でスケジュール管理を行い、期限前に事務処理を行うこととした。
イ 公用車の運行に当たり、法定の検査を受けないまま運行しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	イ 公用車の管理については、公用車運行管理記録簿及び公用車内へ車検時期を表示するとともに運行管理者等のスケジュールに登録し再発防止に努めることとした。

3(1) 監査対象機関名 岩手県立磐井病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年6月14日及び同月15日

イ 本監査実施日 平成30年7月25日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年8月31日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、30,300円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた赴任旅費については、平成30年7月13日に返納した。 今後は、転入者の情報を係内で共有しダブルチェックを行い再発防止に努めることとした。

4(1) 監査対象機関名 岩手県立中部病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年6月12日及び同月13日

イ 本監査実施日 平成30年7月10日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年8月31日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、旅行完了後相当期間経過してから支給しているものが2件、207,270円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	赴任旅費の支給については、赴任旅費支給管理表を作成し、支給状況の一元管理及び係内での情報共有を推進し、赴任旅費支給の遅延防止に努めることとした。